

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

A. 実施方針本文について

整理番号	頁	項目	質問	回答	
1	P.1	1 (1) 3)	公共施設の管理者の名称	官側の契約当事者はどなたになりますでしょうか。国立大学等の独立行政法人化の議論がありますが、本件が独立行政法人の事業に変更となった場合、本事業契約はどのように変更となりますでしょうか。また将来大学が民営化された場合、事業契約の変更についてのお考えがありましたらお示し下さい。	官側の契約当事者は、支出負担行為担当官である筑波大学事務局長です。大学の独立行政法人化後の契約書の変更等につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。民営化につきましては、特段の想定はしておりません。
2	P.2	1 (1) 5)	事業の範囲	本事業の対象として「工事監理業務」が含まれていますが、監理者の資格等の要件はあるでしょうか。また構成企業である建設会社が工事監理を兼ねることは可能でしょうか。	工事監理者に必要な資格とは、建築基準法に規定されている工事監理者の資格をいいます。工事監理者は、建設工事を行う企業と同一でない場合に兼務が可能です。
3	P.2	1 (1) 5)	事業の範囲	周辺家屋影響調査・対策の調査範囲、調査内容につきましては入札説明書等にて提示していただけるのでしょうか。	周辺家屋影響調査・対策の調査範囲、調査内容につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
4	P.2	1 (1) 5)	事業の範囲	建築工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務で建物の申請は計画通知でよいですか。	建築工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務で建物の申請は、確認申請書とします。
5	P.2	1 (1) 5)	事業の範囲	現在想定しておられる事業者の行う申請業務及びその費用負担につきましては、入札説明書等にて提示してくださる様おねがいたします。また、本事業にかかる建築物の建築主は「筑波大学長」と考えて宜しいでしょうか。	事業者の行う申請業務及び費用負担につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。建築主は、事業者（SPC）です。
6	P.2	1 (1) 5)	事業の範囲	イのセンター（新棟及び既存棟）の維持管理に係る業務の清掃業務について、ゴミ等の廃棄物処理は含まれるのでしょうか。また、飼育動物の死体の処理は、事業者の事業の範囲に含まれるのでしょうか。	廃棄物の回収、建物内での一時保管、処理業者への引き渡し（集積場への運搬）が事業者の業務として含まれます。例えば、動物死体は、研究者がセンター内の所定のフリーザーに保管するので、センターの職員指示に従って、フリーザーから廃棄物集積所に週にきめられた回数、運搬する業務のみが含まれます。また、床敷きの運搬も含まれます。詳細については、入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
7	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	「センターの維持管理に係る業務」のうち「清掃業務（廊下、実験室、飼育室等）」には、飼育や実験に使用した飼育装置・機器・実験用器具等の洗浄や消毒等も含まれるのでしょうか。	ケージ等の飼育器材の洗浄や滅菌、実験用衣類の洗濯を含みますが、飼育装置や実験用器具の洗浄・消毒は含みません。
8	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	清掃業務には、廃棄物の収集・分別・処理が含まれるのでしょうか。またその場合、動物の屍骸や医療性危険物などの特別な衛生管理が必要な廃棄物が含まれるのでしょうか。業務内容に廃棄物処理が含まれるのなら、入札説明の段階において廃棄物の種類・処理方法・年間処理量等をお示し下さい。	清掃業務には、廃棄物の収集・分別は含まれますが、処理は含まれません。廃棄物には、動物の屍骸や医療性廃棄物も含まれますが、廃棄物の収集・分別は、大学側が行うものと事業者が行うものを区別致します。詳細については、入札説明書等にてお示しする予定です。
9	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	当該施設の性質上、実験動物の微生物学的清浄度を維持する必要がありますが、日常の清掃の中で、施設内（特に飼育室）の消毒作業は業務に含まれるのでしょうか。また、含まれるとしたら、どの程度の作業を想定していますか。	飼育室内の清掃作業は事業者の行う業務に含まれません。飼育室前室や廊下等の清掃は業務に含まれ、その内容は入札説明書等にてお示しする予定です。
10	P1	1 (1) 5) 事業の範囲	飼育室等の供用に先立ち、クリーンナップ、及びホルマリン薫蒸等の作業が必要と考えますが、それらの費用は、大学側の負担と考えてよろしいですか?それとも、事業者側の範囲と考えますか?	クリーンナップ、及びホルマリン薫蒸等の作業は、事業者の業務に含まれるものとします。
11	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	「センターの施設整備に係る業務」の「環境測定業務」とはどのような業務でしょうか。	環境測定業務とは、労働安全衛生法や組換え DNA 実験指針に基づく各種装置定期検査や実験動物の飼育環境モニタリングのことを言います。詳細につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
12	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	環境測定業務に要求される測定の種類・範囲・頻度をお示し下さい。	質問 11 への回答をご覧ください。
13	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	環境測定業務の調査範囲、調査内容には入札説明書等にて提示していただけるのでしょうか。	質問 11 への回答をご覧ください。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
14	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	保安業務に関し、関連する業務範囲が判るよう に、運営の状況・エリア別のセキュリティレ ベルなど具体的にお示し下さい。	運営の状況・エリア別のセキュリティレベル等は、 入札説明書等にてお示しする予定です。
15	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	教育、研究、開発等の業務に必要な実験動物の 日常管理（飼育業務）についても大学が行なう 業務と考えてよろしいのでしょうか。また、一 般的に飼育業務には給餌・給水作業、動物観察 など実験動物に直結した業務のほか、飼育機材 の洗浄、消毒・滅菌、自動給水装置等の日常点 検・管理、飼育機材・飼料の在庫管理などが含 まれますが、これらも大学が行なう業務と考 えてよろしいのでしょうか。	左記の業務のうち、ケージ等の飼育器具の洗 浄・滅菌、実験衣類の洗濯など、主に洗浄室で 行う業務は事業者が行う業務に含まれます。飼 育室で行う業務は含まれません。
16	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	センターの維持管理に係る業務における修繕の 定義がありましたらお示しください。「大規模修 繕業務」は選定事業者の業務範囲外とされてい ますが、これらの各々につき具体的な定義・分 類があれば併せてお示しください。	センターの維持管理に係る業務における修繕とは 本事業期間中、施設が要求水準を保つことを目的 とした修繕（機能等が劣化した設備等を新たに整 備・調達する保全業務）をいいます。また、大規 模修繕業務とは、それ以外の大学が別途発注する 大規模な修繕をいいます。
17	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	建物保守管理業務、設備保守管理業務、外構施 設保守管理業務に更新が含まれていますが、こ こでの更新の定義をお示し下さい。	質問 16 への回答をご覧ください。
18	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲	大規模修繕につきましては、大学が直接行うと なっていますが、お考えになっている大規模修 繕の範囲・定義についてご教示ください。	質問 16 への回答をご覧ください。なお、大規模修 繕の範囲につきましては、現段階では具体的に想 定しているものではありません。
19	P.2	1 (1) 6) 選定事業者 の収入	事業期間中には、例えば大学の独立法人化等世 情の変化も考えられます。このような変化は、 大学による費用の支払いに影響を与えないと考 えて宜しいのでしょうか。また、支払いについま しては文部科学省による保証等があると考 えて宜しいのでしょうか。	入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
20	P.2	1 (1) 6) 選定事業者の収入	維持管理経費につきましては、モニタリングの結果、減額される場合があり、事業者の収入（資金繰り・キャッシュフロー）は不確定リスクを内包することとなります。金融機関サイドから見ると事業者がそうしたリスクを内包すると、事業継続に支障が生じる恐れがあります。大学側からの条件で、こうしたリスクをカバーすることはできないでしょうか。	モニタリング結果による維持管理費の減額等のリスクを大学がカバーすることは想定していません。
21	P.2	1 (1) 6) 選定事業者の収入	割賦金と委託料とは、別々の債権として分けて支払われるようにしていただきたいのですが、如何でしょうか。	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。
22	P.2	1 (1) 6) 選定事業者の収入	選定事業者の収入について、「入札説明書及び事業権契約書（案）にて提示する」とありますが、支払い方法は事業権契約締結（平成 15 年 9 月 1 日）から事業期間中（平成 30 年 3 月 31 日）均等払い（割賦払い）と考えてよろしいでしょうか。	サービス対価の支払いは、それぞれの施設の供用開始後より開始する予定です。支払方式の詳細につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
23	P.2	1 (1) 7) 事業方式	本事業では BTO 方式を事業手法としておりますが、民間事業者に対して不動産取得税が課税されるのかご教示下さい。	不動産取得税は、非課税扱いです。ただし、必要に応じて、都道府県税務当局或いは総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。
24	P.2	1 (1) 7) 事業方式	本事業は BTO 方式を想定されているということで、竣工後即座に大学が施設所有権を保有されますが、不動産取得税につきましては事業者には課税されないとの理解でよろしいでしょうか。	質問 23 の回答をご覧ください。
25	P.2	1 (1) 7) 事業方式	本事業は BTO 方式を想定されているということですが、施設所有権は、大学が直接保存登記されますか、あるいは、事業者側で保存登記し、大学に移転登記することになりますか。また、登録免許税は大学の負担でしょうか、事業者の負担でしょうか。	保存登記は、大学が直接行います。また、事業者の登録免許税は、非課税扱いです。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
26	P.2	1 (1) 5) 事業の範囲 6) 選定事業者 7) の収入 8) 事業方式 事業期間	<p>今回の事業は、新棟建設・既存棟の改修・両棟の維持管理等の環境を整備し維持することとなっているが、BTO方式とあります。建設時の建設資金調達は、SPCが行い、建設工事完了後、新棟建設・既存棟改修に掛かる費用は大学側で用意され、維持管理に関しては15年間の事業権契約として業務委託により支払われると解釈するのですか。本文中の「事業期間中」と「事業期間に渡り」の違いは？</p> <p>上記の場合、施設の所有権は工事完了後大学に移転されますが、その後SPCが維持管理するに当り、SPCが施設を借用又は使用すると解釈せず無料であずかると考えて良いですか。</p> <p>大学の敷地内に、SPCが事業所を置き事業を行うことに関して、法的関係はどの様になるのでしょうか。</p> <p>新棟・既存棟の維持管理に際して、これら以外の大学施設の使用をどの様に考えますか。</p> <p>設計・建設時の各種申請業務に関して発生する申請料はどこが負担するのでしょうか。</p> <p>清掃業務の範囲に医療性廃棄物は含まれるのでしょうか。</p>	<p>前段につきましては、建設に係る資金調達はSPCが行い、建設工事完了後に大学が施設整備のサービス対価を分割してSPCに支払うことを想定しております。維持管理につきましては、維持管理期間の開始後、定められた期間毎にSPCに対してサービス対価を支払うことを想定してます。後段につきましては、当該文において「事業期間中」と「事業期間に渡り」には、特段、意味の違いはもたせておりません。</p> <p>施設の引渡し後、SPCは、実施方針2頁イに示された各種の維持管理業務を行うものであり、事業施設を借用、使用するものではありません。また、無料であずかるものでもありません。</p> <p>SPCは、大学敷地外に設立していただくことを想定しております。</p> <p>事業者が業務を遂行するために必要な便宜は大学で計りますが、具体的には個々のケースに応じて大学が検討します。</p> <p>設計・建設時の各種申請業務に関して発生する申請料は、事業者負担と致します。</p> <p>医療性廃棄物の分別・収納および処理業者との契約は大学側で行います。分別された医療系廃棄物を、一時的に保管し、処理業者に引き渡す業務は事業者の行う清掃業務に含まれます。</p>
27	P.3	1 (1) 9) 事業スケジュール案	<p>施設引渡し時期について、・新棟：平成17年3月・既存棟：平成18年3月と記載されておりますが、この時期のなかに、大学側の確認結果による補修または改造までを含むと考えるべきですか？それとも、大学側の確認行為を3月末までにおこない、その結果、生じた補修工事等は、4月にずれ込んでもよしと考えて宜しいですか？</p>	<p>施設の引渡しは、大学側の確認結果による補修または改造を含めて、平成17年3月（新棟）及び18年3月（既存棟）に行うものとします。</p>

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
28	P.3	1 (1) 9) 事業スケジュール案	共用開始時期について・新棟：平成 17 年 4 月・既存棟：平成 18 年 4 月と記載されておりますが、飼育室等の共用に関しては、クリーンナップ、及びホルマリン薰蒸等の作業期間が必要になると思われますが、どの程度の期間をお考えですか。	2ヶ月程度を想定しています。
29	P.3	1 (1) 9) 事業スケジュール案	選定事業者の公示から事業契約締結まで1ヶ月しかありません。この期間に特別目的会社の設立を行い、事業契約を締結するのは、困難であると考えます。少なくとも3ヶ月以上の期間を確保して頂けないでしょうか。	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。
30	P.4	1 (2) 2) 特定事業の選定方法等に関する事項	「特定事業として選定した場合は～公表する。」とありますが、PSC も公表されるのでしょうか。金額の内訳も含めてできるだけ詳細に公表をお願いしたい。	特定事業の選定時には、国が入札等において正当な競争を阻害する恐れがあると判断した場合は、VFMの表記としてPSCとPFIのLCCの差額又は比率とすることを考えています
31	P.4	1 (2) 3) 選定結果の公表方法	特定事業選定の際に、PSC及びVFMの公表、並びにその算定根拠も開示されるのでしょうか。	質問30への回答をご覧ください。
32	P.4	1 (2) 3) 選定結果の公表方法	本事業にかかるVFM検討の基準となるコストは金額ベースで公表頂けるのでしょうか。また、その場合コスト金額につきましては割賦料と委託料に分けて公表して頂けるのでしょうか。	質問30への回答をご覧ください。
33	P.6	2 (3) 1) 実施方針の公表/説明会	回答のただし書きに「質問者の特殊な技術・・・のあるものを除く。」とありますが、民間側から非公表を希望することはできますか。できる場合はその意思表示の方法をご教示下さい。	該当する質問はないと判断されましたので、全ての質問及び回答を公表することと致しました。
34	P.8	2 (4) 1) 応募者の参加要件等	「当該支出負担行為担当官から指名停止を受けていないこと」とありますが、当該支出負担行為担当官以外の者から指名停止処分を受けた場合、失格の要件に相当しないと考えてよろしいでしょうか。また、「落札者の選定が終了するまでの期間」とありますが、終了とは選定公表時と捉えてよろしいでしょうか。契約締結時となるのでしょうか。	前段につきましては、そのようにご理解ください。後段につきましては、大学から書面による落札通知の日付をもって落札者の選定が終了したものとする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
35	P.8	2 (4) 1)	応募者の参加要件等	「応募グループの構成員及び協力は会社は、他の応募グループに参加できない。」とありますが、資本面で関連のある会社が別々のグループで参加することは可能です。
36	P.8	2 (4) 1)	応募者の参加要件等	「構成員」又は「協力は会社」から更に業務を請け負わせる場合の業務範囲等の制限はあるのでしょうか。また、それら業務を請け負う者についての参加要件、資格要件等はどの様に規定されるのでしょうか。
37	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	コンソーシアムの組成に適切な期間を確保するため、設計にあたる者が満たすべき類似施設の設計実績を、今回の質疑でご回答頂けないでしょうか。
38	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	コンソーシアムの組成に適切な期間を確保するため、建設にあたる者が満たすべき類似施設の建設実績を、今回の質疑でご回答頂けないでしょうか。
39	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	コンソーシアムの組成に適切な期間を確保するため、維持管理にあたる者が満たすべき類似施設の維持管理業務実績を、今回の質疑でご回答頂けないでしょうか。
40	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	資格要件に関して、平成4年以降に本事業施設(大学研究施設)と類似する施設の設計・建築・維持管理の実績あるものとされていますが、私立大学も含んでも良いでしょうか。又、大学の付属施設(付属病院・研究施設等)を含んでも良いでしょうか。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
41	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	設計・建設・維持管理の応募資格要件で共通要件として、「平成4年度以降に本事業施設(大学研究施設)と類似する施設の実績があること。なお、類似する施設の規模の具体的な要件は入札説明書において示す」とありますが、設計・建設・維持管理に当たるものは基本的に実績、用途(学校等)にて限定する方針ですか。また、規模は問わないものと判断してよろしいでしょうか。	質問37～39への回答をご覧ください。
42	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	設計実績のうち「類似する施設」の具体的な要件は入札説明書に於いて示す。旨、記載が御座いますが、その概要について提示していただけます様おねがいいたします。	質問37への回答をご覧ください。
43	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	「・・・類似する施設の設計実績」は類似する民間または私立大学の設計実績でもよろしいでしょうか。(建設の実績及び維持管理の実績も同様。)	質問37への回答をご覧ください。
44	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	イの建設にあたるものは、構成企業とその協力が会社が・・・の条件をすべて満たしていなければならないのでしょうか。	イの・・・につきましては、その条件を満たすこととなります。 につきましては、現在検討中です。
45	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	建築工事一式、電気工事、管工事について、「各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。」とし、以下にその条件が記載されておりますが、それぞれの工事を実施する応募企業、応募グループの構成員、及び協力が会社が、記載の条件を満たす必要があるとの意味でしょうか。すなわち、JVとして工事を施行する場合にはそれぞれの企業が記載条件を満足する必要があるとの意図でしょうか。	ご質問のとおり、それぞれの企業が記載条件を満たす必要があります。ただし、イ・・・につきましては現在検討中です。検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
46	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	「共同して工事を実施するすべての応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社上記を満たすものとする」とありますが、JVを構成する企業のいずれかが、条件を満たしていれば良いでしょうか。また、「建設業法の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者」「平成4年度以降に本事業施設と類似する施設の建設実績があること」との条件についても同様との理解で良いでしょうか。	質問 45 への回答をご覧ください。
47	P.10	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	維持管理業務実績のうち「類似する施設」の具体的な要件は入札説明書に於いて示す。旨、記載が御座いますが、その概要について提示していただけますようお願いいたします。	質問 39 への回答をご覧ください。
48	P.10	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	維持管理に当る者の資格等要件として、「請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること」とありますが、具体的にはどのような資格がどのような形で証明されるものと理解すれば宜しいのでしょうか。また、資格申請時に提出する必要がある証明資料等があれば明示願います。	個別の維持管理業務を実施するのに通常必要な法的資格・許可等をいいます。
49	P.10	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	「請負を実施するに必要とする資格を有していること」とは具体的にどのような形で証明されるものと理解すれば宜しいのでしょうか。	質問 48 への回答をご覧ください。
50	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	ア 設計、イ 建設、ウ 維持管理 の各業務に当たる者は、「応募企業」「応募グループの構成員」「協力会社」のいずれかの立場であれば良いと考えられますが、「応募企業」「応募グループ」につきましては、特段の要件は無いと考えて宜しいのでしょうか。	そのようにご理解ください。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
51	P.9	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	設計・建設・維持管理業務に当たる企業のうち、SPCに出資する企業(構成員) SPCに出資しない企業(協力会社)の他に、SPCに出資する予定の企業は全て構成員として参加表明書に連名し応募するのでしょうか。	参加表明書の様式につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
52	P.10	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	参加表名書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めないが、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うとありますが、この「やむを得ない事情」とは具体的にどの様な事態を想定されていますでしょうか。具体的にご教示下さい。	やむを得ない事情としては、応募グループが参加意思を表明した後、その構成員や協力企業が入札資格を失った場合等を想定しています。
53	P.10	2 (4) 2)	応募者の構成員等の資格等要件	「参加意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は認めない」とありますが、当初(参加表明書提出時点)参加の意思を表明しなかった企業が、既に参加表明を行った応募企業グループに構成員もしくは協力企業として加わることにについては許容されると理解して宜しいでしょうか。	参加表明書提出後の構成員及び協力会社の変更は原則として認められませんが、やむを得ない事情により変更が認められる場合には、ご指摘のようなケースもあり得ると考えられます。
54	P.10	2 (5) 1)	審査に関する基本的な考え方	選定事業者審査委員会のメンバーはいつ公表されるでしょうか。	入札説明書等にてお示しする予定です。
55	P.10	2 (5) 1)	審査に関する基本的な考え方	「審査会において落札者を選定するまでの間」とありますが、具体的にどの時点を示すのでしょうか。・審査委員会による審査終了・大学からの書面による落札通知・大学よりのホームページによる公表	大学からの書面による落札通知の日付をもって落札者の選定が終了したものとする予定です。
56	P.10	2 (5) 2)	審査手順に関する事項	提案審査の項目として「入札価格」が挙げられておりますが、入札予定価格は事前に公表されるのでしょうか。	入札予定価格を公表する予定はありません。
57	P.10	2 (5) 2)	審査手順に関する事項	上限金額は、入札説明書等にて提示されるのでしょうか。	上限価格を提示する予定はありません。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
58	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	応募企業又は応募グループの構成員は、例外なく当該会社に対して出資するものとする。と記載されていますが、全ての構成企業が特別目的会社に対して出資をしなくてはいけないのでしょうか。	応募企業又は応募グループの構成員につきましては漏れなく SPC に出資するものとします。
59	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	代表者が最大出資者である必要はありますか。	代表者が最大出資者である必要はありません。
60	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	応募企業又は応募グループの構成員は、特別目的会社に出資すると有りますが全体で 50%を超えていれば各構成員夫々の出資比率は問われないと理解して宜しいでしょうか。また、協力会社は出資しなくてもよいのでしょうか。	各構成員の出資比率は問いません。また協力会社は出資する必要はありません。
61	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	構成企業の持ち株比率は、50%超が条件となっていますが、その対象には劣後ローンや匿名組合出資は、含めさせていただけますでしょうか。	構成企業が保有する株は、劣後ローンや匿名組合出資を含めずに、50%超とすることを条件といたします。
62	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	構成企業以外の出資者も 50%以下で認められています。構成企業以外の出資者の存在やその出資比率はいつ表明すればよろしいでしょうか。	特別目的会社の設立時までに表明して下さい。
63	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	応募グループ構成員以外が特別目的会社へ出資する場合、出資者の要件はあるのでしょうか。構成員以外の出資がある場合、どの時点までに出資者、出資額を確定する必要があるのでしょうか。	特に要件は想定しておりません。特別目的会社設立時までに確定させる必要があります
64	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	「すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処理を行ってはならない。」とありますが、建設割賦に対する質権等の設定は可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者に対するサービス対価の支払い条件及び当該債権に関する条件等につきましては、入札公告等にてお示しする予定です。
65	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	「最低資本金の額は特に想定していない」とありますが、資本金の額は審査の対象にはならないという理解で良いのでしょうか。	審査対象につきましては、入札説明書等にお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
66	P.11	2 (7)	特別目的会社の設立等	最低資本金の額は特に想定していないとありますが、株式会社としての最低資本金と考えても良いでしょうか。(工事完成を保証する額を前提として定める必要があるのか。) 工事費・調査設計費に補助金の導入が有ると考えられますが、支払い条件についてご提示願います。	前段につきましては、株式会社としての最低資本金とお考え下さい。後段につきましては、本事業では補助金等の交付は一切ありません。
67	P.14	4 (3)	施設概要	諸室の詳細な要求条件、例として「床積載荷重」「室のクリーンレベル」等につきましては、入札説明書等の公表時に提示いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	床積載荷重については、特殊なものは入札説明書等にてお示しする予定です。また、室のクリーンレベルについても、入札説明書等にてお示しする予定です。
68	P.12	3 (3)	選定事業者の責任の履行に関する事項	実施方針 P12 に選定事業者の契約の履行を確保するために、事業権契約の保証を行うことを想定しているとして、～ の保証条件が記載されておりますが、この～ の保証条件には大きな開きがあると思われれます。保証期間、保証金額など保証条件を明示していただけないでしょうか。	契約保証につきましては、設計及び建設工事に相当する金額の10分の1以上の契約保証金またはこれに代わる担保を納付又は提供することとします。ただし、保険会社との間に支出負担行為担当官を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する予定ですが、詳細は入札説明書等にてお示しする予定です。
69	P.12	3 (3)	選定事業者の責任の履行に関する事項	大学が別途発注する施設の利用を制限して行う大規模な修繕は別途発注となっておりますが、PFI事業の維持管理業務内容に差異が生じますので詳細な条件をご教示下さい。また、本事業範囲内となる修繕・更新と上記の大規模修繕の明確な差異をご教示下さい。	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。
70	P.14	3 (4) 5)	選定事業者に対する支払額の減額等	「大学は選定事業者に対して支払額の減額、修復勧告を行う」とありますが、減額の対象となるのは維持管理に対するサービス購入料のみでしょうか。建設費の割賦原価に対しての減額措置はないものと考えてよろしいでしょうか。	サービス購入料の減額等に関する考えは、入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答
71	P.15 4 (3)	施設概要	新棟の施設規模が種別の内訳も含めて示されておりますが、これはあくまで想定と捉え、民間の自由な提案を求めるという解釈でよろしいでしょうか。また施設規模に上限・下限等の設定はありますか。	実施方針に記した施設規模等はいくまでも参考値であり、その数値等を要件とするものではありません。施設規模等につきましては、要求水準や法的要件を満たした上で、応募者から自由なご提案をいただきたいと思いますと考えております。なお、施設規模等の上限・下限等の設定もありません。
72	P.15 4 (3)	施設概要	延床面積は、想定値として4,600㎡との記載がありますが、どの程度の増減までを許容値としてお考えでしょうか。	質問71への回答をご覧ください。
73	P.16 4 (3)	施設概要	改修工事の内容は、「増築」及び「大規模の模様替え」を含むものと考えられますが、仕様を含め入札説明書等にて提示されると考えて宜しいでしょうか。	そのようにご理解ください。
74	P.16 4 (3)	施設概要	本事業範囲には既存棟の改修が含まれておりますが、大規模な改修なため工事を円滑に進めるには工程が非常に重要です。つきましては、民間事業者がどのような状態で工事に着手できるのかご教示下さい。	改修工事の施工条件等につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
75	P.16 4 (3)	施設概要	既存棟は、昭和54年の建設とあります。大規模な改修として建築基準法に照らして設計しなければならないと考えますが、耐震に関して免震構造化などお考えでしょうか。	改修工事の設計・施工上の要求事項につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
76	P.17 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	どのような状態をもって「契約不履行の懸念」と判断されるのか。基準をご提示ください。	契約不履行の懸念の基準につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
77	P.18 7 (2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	無利子融資や低利融資に関し、当該融資を受けた場合に生ずる提案金額との差異は、民間事業者が享受することができると考えてよろしいでしょうか。	本事業では、資金調達にかかるリスクは事業者に移転し入札の際に提案された調達の可否による金額等条件変更は行わない予定です。従いまして、差益(及び損益)につきましては民間事業者が享受するものと考えていただいて結構です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	頁	項目	質問	回答	
78	P.18	7 (3)	その他の支援に関する事項	「独立行政法人化に伴う事項につきましては、入札説明書において提示する」とありますが、本件が独立行政法人の事業に変更となった場合、本事業契約はどのように変更となるか、既にお考えがございましたらお示しください。また、将来大学が民営化された場合、事業契約の変更についてのお考えがございましたらお示しください。	大学の独立行政法人化に伴う契約変更につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。また、大学の民営化につきましては、特段の想定はしておりません。
79	P.19	8 (2)	入札に伴う費用分担	入札保証金、契約保証金は免除されるのでしょうか。	入札保証金は、免除致します。契約保証金につきましては、質問 68 への回答をご覧ください。

B. リスク分担表(案)について

整理番号	番号	項目	質問	回答
80	No.4 No.5, 6	政治行政リスク 法・税・許認可制度の新設・変更リスク	国立大学が法人に移行した場合のリスクにつきましては、リスク分担表(案) 4、5 で記載されており、債務継承リスクにつきましては筑波大学側が負担者となっておりますが、国の債務負担行為についても、大学の法人移行・債務継承に伴い、当然に承継される(債務負担行為の承継についてもリスク分担表のこの項目部分に含まれる)と解釈してよいのでしょうか。	国の債務負担行為の大学への継承等に関する条件等につきましては、入札説明書等にてお示しする予定です。
81	No.5, 6	法・税・許認可制度の新設・変更リスク	その他事業に影響を及ぼす税制の新設・変更に関するものとは、具体的にどの様なリスクを示すのでしょうか。	リスク No.6 の「上記 5 以外のもの」とは、事業の実施条件や事業者の収支に直接に影響しない法・税・許認可制度の新設・変更を指します。
82	No.5, 6	法・税・許認可制度の新設・変更リスク	法・税・許認可制度の新設・変更リスクにおいて、本 PFI 事業に直接影響する法制度の中には、消費税を含むのでしょうか。	ご質問に対する回答は、入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	番号	項目	質問	回答
83	No.9, 10	住民対応リスク	調査等に関する住民の反対等の住民対応リスクは、調査内容により分担されるものではないでしょうか。例えば、「環境測定業務」に関しては、調査範囲、内容に関してのリスクは「筑波大」、調査の仕方に関するリスクは「事業者」とする等のリスク分担とは考えられないでしょうか	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。
84	No.11	アニマルライトリスク	アニマルライトリスクにおける団体等の抗議運動により工事中断・遅延・未完工等が発生した時は大学の責めに帰する事由によるものという理解で良いでしょうか。	そのようにご理解ください。
85	No.14,15	バイオハザードリスク	「事業者が行う業務に起因するバイオハザードの発生」とありますが、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。	大学側に起因する事例として、実験中の病原微生物の漏洩、自然感染動物の導入、あるいは遺伝子組み換え動物の逃亡によるヒトや周辺環境への危害を想定しています。しかし、病原微生物を扱う実験は極めて少ないこと、遺伝子組み換え体によるバイオハザード事故の実例は世界的にも皆無に近いことから、リスクは低いと考えます。
86	No.14, 15	バイオハザードリスク	バイオハザードリスクにおいて、大学が行う業務に起因する場合とありますが、具体的にどのような範囲の事でしょうか。事例を上げて説明して貰えないでしょうか。	大学が行う業務に起因する場合は、教官や学生等の施設利用者の不注意により、実験動物が施設外に逃亡した場合等を想定しております。
87	No.18, 19	調査リスク	新棟の土質調査は、大学によって行われ入札説明書と共に提示していただけるのでしょうか。落札者の選定後に事業者が行う場合には、調査リスクは分担としていただきたく要望します。	土質調査は、大学では実施いたしません。後段につきましては、ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。
88	No.28	不可抗力リスク	大学、事業者とも対処が不可能なリスクは大学側の負担と考えておりますがいかがでしょうか。	ご意見として承り、検討させていただきます。なお、検討結果は、入札説明書等にてお示しする予定です。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

整理番号	番号	項目	質問	回答
89	No.26,27	不可抗力リスク	不可抗力リスク No.26「大学で対処可能なもの」、No.27「事業者で対処可能なもの」、No.28「大学、事業者とも対処が不可能なもの」とありますが、それぞれ具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか。又、民間事業者もリスクを負うべきなのでしょうか。	不可抗力に関し、「対処可能なもの」とは、保険等により、リスクの移転・回避・抑制等ができる事象を想定しております。大学で付保できる場合には大学負担、事業者で付保できる場合には、事業者負担とします。両者とも付保等により対処できないものに関しましては、両者の分担とします。分担の割合等につきましては、入札説明書等においてお示しする予定です。
90	No.29,30	金利リスク	入札時から融資契約までの間の金利変動リスクは大学側の負担と考えてよろしいでしょうか。	大学がお支払いするサービス対価の金利の確定日につきましては、入札説明書等にて示しする予定です。当該確定日と事業者の融資契約の締結日が異なる場合、その間の金利変動リスクは、事業者にとっていただくこととなります。
91	No.65	施設損傷リスク	リスク分担表(案)において、予防や修復可能な事故・火災による損傷につきましては事業者の負担となっておりますが、予防が出来ない事故・火災による損傷につきましてはどのようにお考えでしょうか。	予防が出来ない事故・火災による損傷につきましては、原則として大学の負担と考えております。
92	No.70	警備リスク	リスク分担表(案)において、「業務運営中のセキュリティに関するもの」は事業者負担となっておりますが、事業者の責めによる警備不備以外に起因するリスクについても事業者の負担とお考えでしょうか。	事業者の責めによる警備不備以外に起因するリスクについては、原則として大学が負担するものと致します。
93	その他		飼育室の温湿度、ならびに換気量(送風、排気量)の水準は相当シビアなものになると思いますが、空気調和装置の更新が必要な場合のリスクも同様に事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	空気調和装置の更新が必要な場合のリスクは、事業者負担とします。
94	その他		リスク分担表の中で、「大学の責めに帰する事由」と各所に有りますが、どのような場合を想定するのでしょうか。事例を上げて説明して貰えないでしょうか。	記述が多岐に渡るため、逐一事例を挙げることは致しませんが、大学の責めに記する事由は、大学の業務分担等に基づいて、客観的・常識的に判断させていただきたく思います。

筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業の実施方針等に関する質問回答書

C. その他

整理番号	項目	質問	回答
95	実施方針全般	本事業の実施にあたり、債務負担行為は設定されるのでしょうか。また、その設定者及び設定時期につきご教示下さい。	債務負担行為は設定します。設定者は支出負担行為担当官（筑波大学事務局長）となります。設定時期につきましてはお答えできません。
96	実施方針全般	既存施設の設計図を以下の内容でご提示頂けますでしょうか。建築図・構造図・給排水衛生空調・電気・外構・その他 管理運営システム・マニュアルがありましたらご提示頂けますでしょうか。	既存棟の設計図は、本文書の別添資料として希望者に配布致します。購入の方法については、筑波大学企画課ホームページ（ http://www.sakura.cc.tsukuba.ac.jp/~sise_tubu/pfi/pfi.html ）にて示します。 管理運営システム・マニュアルの類は特にございません。

以上